

令和7年度城陽市農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本市は京都府の南部にあって京都市と奈良市のほぼ中間点にあり、全耕地面積に占める水田の割合が、約59%で基盤整備率約5%と基盤整備が遅れており、農地の有効利用と省力化並びに農業経営の一層の安定化を図るため、基盤整備を一層進めていく必要がある。また、農家の高齢化が進む中、農業離れの増加に伴う耕作放棄地の解消に努め、水稻の作付けを基本とし、受委託組織や担い手農家への農地の集積を図っていく必要がある。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本市の特産物には、茶、梅、イチジクや花しょうぶ等を中心とした花き類など、四季折々に高収益作物の生産が盛んであり、これらポテンシャルを最大限に生かした取り組みが求められている。農業経営の安定と、水田農業の発展等を図るため、水田の高収益作物への転換に対する独自支援や、生産活動に向けた支援を行うとともに、これら特産物の高付加価値化に向けた6次産業化や農商工連携の取組に対する支援を行う。

また、地域農業の将来の農地利用の姿等を明確化した地域計画の策定を目指す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

農家の高齢化が進む中、農業離れの増加に伴う耕作放棄地の解消に努め、水稻の作付けを基本とするが、農業経営の安定と、水田農業の発展等を図るため、本市の特産物である茶、梅、イチジクや花しょうぶ等を中心とした花き類などの高収益作物の転換を進め、市、JA、普及センター、農業共済による現地確認を行い、畑地化の見込みのあるほ場に対しては、生産者に国制度の紹介などを行い、畑地化への検討を促す。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

主食用米の生産数量目標の設定および配分は行わない。国や府からの米等の需給情報等をもとに、耕作放棄地が拡大しないよう、需要に応じた作付を推進していく。

(2) 非主食用米

ア 米粉用米

産地交付金等を活用し、必要に応じて作付を推進する。

イ 新市場開拓用米

産地交付金等を活用し、必要に応じて作付を推進する。

ウ 加工用米

水稻作付の維持や拡大を図るとともに、需要に応じた生産量の確保を図っていく。

(3) 高収益作物

需要に応じた生産に向けた作付を推進し、野菜（トマト、ナス、さといも、とうもろこし、ブロッコリー、ネギ、甘藷、とうがらし、水菜、青さやえんどう、聖護院だいこん）の地域振興作物の生産拡大を図り、収益の増加が図れるよう支援していく。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和8年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	146		144		139	
備蓄米						
飼料用米						
米粉用米	0.1		0.2		0.3	
新市場開拓用米	0		0.1		0.1	
WCS用稲						
加工用米	0		0.1		0.1	
麦						
大豆						
飼料作物						
・子実用とうもろこし						
そば						
なたね						
地力増進作物						
高収益作物	41.8		42.1		24.6	
・野菜	5.1		5.2		4.7	
・花き・花木	16.8		16.9		16	
・果樹	19.9		20.0		3.9	
・その他の高収益作物	0.0		0.0		0.0	
その他						
・						
畑地化						

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標		
				前年度（実績）	目標値
1	果樹（いちじく・梅・桃・柿） 花き（ショウブ・カラー・水生植物・カキツバタ・ハス） 茶	地域特産物の生産に対する助成	作付面積の拡大	（令和6年度） 1,064a	（令和8年度） 1,300a
2	野菜（トマト・ナス・さといも・とうもろこし・ブロッコリー・ネギ・甘藷・とうがらし・水菜・青さやえんどう・聖護院だいこん）	水田農業振興作物（野菜）作付助成	作付面積の拡大	（令和6年度） 236a	（令和8年度） 300a
3	野菜、果樹、花き （（別紙）対象品目一覧のとおり）	高収益作物の生産に対する助成	作付面積の拡大	（令和6年度） 0a	（令和8年度） 10a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名: 京都府

協議会名: 城陽市農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取 組 要 件 等 ※4
1	地域特産物の生産に対する助成	1	13,000	果樹(いちじく・梅・桃・柿) 花き(ショウブ・カラー・水生植物・カキツバタ・ハス) 茶	地域特産物の花き、果樹(新植から4年間のほ場)、茶(新植から3年間のほ場)を対象とする
2	水田農業振興作物(野菜)作付助成	1	11,000	野菜(トマト、ナス、さといも、とうもろこし、ブロッコリー、ネギ、甘藷、とうがらし、水菜、青さやえんどう、聖護院だいこん)	野菜11品目の生産に対する助成
3	高収益作物の生産に対する助成	1	10,000	野菜、果樹、花き (別紙対象品目一覧のとおり)	野菜、果樹、花きの対象品目に対する助成。ただし果樹は新植から4年間のみとする

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

(別紙)

<3-高収益作物:対象品目一覧>

*** 野菜**

きゅうり
ズッキーニ
シソ
たまねぎ
オクラ
かぼちゃ
ほうれん草
大根

*** 果樹(新規で作付4年以内)**

キウイフルーツ
みかん

*** 花き**

菊
小菊
種苗(パンジー)

8 産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

城陽市農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)			活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)	
城陽市農業再生協議会	1,860,000	1,860,000		1,859,500

(注) 追加配分が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

1,859,500円

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位)※3																所要額 ①×② (円)	
				戦略作物							新市場 開拓用 米	そば	なたね	地力 増進 作物	高収益作物				その他		合計 ② ※5
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米					野菜	花き ・花木	果樹	その他の 高収益作 物			
1	地域特産物の生産に対する助成	1	13,000												970	240			1,210	1,573,000	
2	水田農業振興作物(野菜)作付助成	1	11,000											255					255	280,500	
3	高収益作物の生産に対する助成	1	10,000											6					6	6,000	
合計(基幹)※4			実面積											261	970	240			1,471	※6 1,859,500	
合計(二毛作)※4			実面積																		

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。
なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 「面積」は、当初配分により支援を行う使途について記入し、追加配分により支援を行う使途については、追加配分額が未定の段階にあっては空欄としてください。

※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作を対象とした設定の実面積を記入してください。
また、「合計②」欄は、基幹作、二毛作それぞれの実面積の合計を記入してください。

※5 ②の合計は、各使途の合計面積を記入してください。

※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注) 使途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 追加配分等を受けた場合の調整方法

- ・追加配分等を受けた際の単価調整にあつては、以下の順に単価調整する。
- ①取組計画面積に応じて、整理番号1・2・3の順に+7,000円/10aを上限に1,000円単位で調整する。調整後の単価は、1,000円単位とする。
- ②府から減額調整があつた場合は追加配分と融通し、余剰分を①により加算する。なお不足する場合は整理番号3・2・1の順に減額調整する。なお、交付単価は全て1,000円単位とする。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- 所要額が配分額を超えた場合は、以下の通り調整する。
- ①余剰額がある他の整理番号の項目から融通により不足分を補うことができる。
 - ②整理番号単位で所要額が配分額を超過する場合は、以下のとおり単価調整を実施する。
(整理番号単位で所要額が配分額を超過したもののみで算定)
- 交付単価=計画単価×調整係数(調整後の単価は、1,000円未満切り捨て)
調整係数=全体の配分額÷産地交付金の所要額(各計画単価×各交付対象面積)の合計(小数点以下、第3位までを算出。第4位以下は切り捨て)
- なお、単価調整後に配分枠の余剰枠がある場合は、整理番号1・2・3の順に1,000円単位で交付単価を増額する。

6. 高収益作物について

該当なし

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名(野菜、花き・花木、果樹除く)を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	城陽市農業再生協議会		整理番号	1		
使途名	地域特産物の生産に対する助成					
対象作物	(基幹作物) 果樹(いちじく・梅・桃・柿)、花き(ショウブ・カラー・水生植物・カキツバタ・ハス)、茶					
単 価	13,000円/10a(追加配分額に応じて、20,000円/10aを上限に1,000円単位で単価を増額調整する)					
課 題	水田を有効に活用し、地域特産物の生産地として産地拡大と農業者の経営安定を図るため、果樹や花き、茶などの高収益作物の作付を拡大することが課題である。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積の拡大	目標	1,210a	1,240a	1,270a	1,300a
		実績	1,031a	1,064a	—	—
内 容	地域特産物を生産する農業者に対し作付面積に応じて支援する。					
具体的要件	○助成対象者 ・上記対象作物を生産し出荷販売を行う販売農家。 ○助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 ○助成対象作物 ・地域特産物の花き、果樹(新植から4年間のほ場)、茶(新植から3年間のほ場)を対象とする。 通常の肥培管理を行うこと。 年に複数回の作付けの場合は、1回のみの助成とする。					
取組の確認方法	○助成対象者 ・水稻共済細目書異動申告票、水田台帳及び経営所得安定対策交付金等交付申請書。 ○助成対象水田 ・水稻共済細目書異動申告票及び現地確認による確認に基づき集計。 ○助成対象作物 ・水稻共済細目書異動申告票及び現地確認による確認に基づき集計。 ・作業日誌により確認。 ○出荷・販売の確認 ・販売したことが確認できる書類(出荷伝票等)の提出による確認。					
成果等の確認方法	現地確認による確認に基づき集計。 確認年月: 現地確認実施月(令和7年7月)					
備考	支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	城陽市農業再生協議会			整理番号	2	
使途名	水田農業振興作物(野菜)作付助成					
対象作物	(基幹作物) 野菜(トマト、ナス、さといも、とうもろこし、ブロッコリー、ネギ、甘藷、とうがらし、水菜、青さやえんどう、聖護院だいこん)					
単 価	11,000円/10a(追加配分額に応じて、18,000円/10aを上限に1,000円単位で単価を増額調整する)					
課 題	水田を有効に活用し、水田農業振興作物の生産地として産地拡大と農業者の経営安定を図るため、水田農業振興作物として指定している11品目の野菜の作付面積を拡大することが課題である。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積の拡大	目標	237a	250a	270a	300a
		実績	194a	236a	—	—
内 容	地域特産物を生産する農業者に対し作付面積に応じて支援する。					
具体的要件	○助成対象者 ・上記対象作物を生産し出荷販売を行う販売農家。 ○助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 ○助成対象作物 ・上記11品目の生産に対する助成 通常の肥培管理を行うこと。 年に複数回の作付けの場合は、1回のみの助成とする。					
取組の確認方法	○助成対象者 ・水稻共済細目書異動申告票、水田台帳及び経営所得安定対策交付金等交付申請書。 ○助成対象水田 ・水稻共済細目書異動申告票及び現地確認による確認に基づき集計。 ○助成対象作物 ・水稻共済細目書異動申告票及び現地確認による確認に基づき集計。 ○出荷・販売の確認 ・販売したことが確認できる書類(出荷伝票等)の提出による確認。					
成果等の確認方法	現地確認による確認に基づき集計。 確認年月：現地確認実施月(令和7年7月)					
備考	支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	城陽市農業再生協議会		整理番号	3		
使途名	高収益作物の生産に対する助成					
対象作物	(基幹作物) 野菜、果樹、花き((別紙)対象品目一覧のとおり)					
単 価	10,000円/10a(追加配分額に応じて、17,000円/10aを上限に1,000円単位で単価を増額調整する)					
課 題	多品種を少量生産し、農産物直売所や軒先販売されている小規模農家であっても、出荷、販売を強化し、農業者の収益力の向上を図ることが課題である。					
目 標			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	作付面積の拡大	目標	8a	8a	8a	10a
		実績	0a	0a	—	—
内 容	水田農業振興作物(野菜)について重点的に支援し、助成を行うことにより産地育成を図り、作付面積に応じて支援する。					
具体的要件	○助成対象者 ・上記対象作物を生産し出荷販売を行う販売農家。 ○助成対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田。 ○助成対象作物 ・別紙対象品目一覧 ただし果樹は新植から4年間のみとする。 通常の肥培管理を行うこと。 年に複数回の作付けの場合は、1回のみの助成とする。					
取組の確認方法	○助成対象者 ・水稻共済細目書異動申告票、水田台帳及び経営所得安定対策交付金等交付申請書。 ○助成対象水田 ・水稻共済細目書異動申告票及び現地確認による確認に基づき集計。 ○助成対象作物 ・水稻共済細目書異動申告票及び現地確認による確認に基づき集計。 ・作業日誌により確認。 ○出荷・販売、期間の確認 ・販売したことが確認できる書類(出荷伝票等)の提出による確認。					
成果等の確認方法	現地確認による確認に基づき集計。 確認年月：現地確認実施月(令和7年7月)					
備考	支援年限は設定していない。					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

※ 目標が複数ある場合は、欄を追加して全ての目標について記載してください。

※ 令和6年度から新規に設定した目標については、令和5年度の目標の記載は不要です。